

問い合わせ先

警備救難部救難課
海浜事故対策官 上之段
03-3591-6361 (内線 5902)
03-3581-2828 (夜間直通)

平成19年10月12日
海上保安庁

マリレジャー活動等における児童等の 死亡事故防止対策の徹底について

～子供の命をライフジャケットで守りましょう～

平成19年9月30日(日) 広島県江田島沖において、小型ヨットが転覆し、乗船者6名(船長と子供5名)が海に投げ出され、その内ライフジャケット未着用の5歳と9歳の女児2名が死亡する事故が発生しました。

海上保安庁では、このような事故が2度と起きないように、マリレジャー活動等における児童等の死亡事故防止対策の徹底について、下記のとおり、管下に対して現場指導の徹底を指示するとともに、マリレジャー関係団体等に対して、児童等へのライフジャケットの常時着用の徹底について、協力を依頼しておりますので、お知らせします。

1. 各管区海上保安本部への指示事項

海中転落の恐れのあるマリレジャー活動中の児童等に対するライフジャケット着用について、保護者に対する指導の徹底等

2. マリレジャー関係団体等に対する依頼内容

(1) 依頼事項

- ・ 児童等を対象とした海浜行事におけるライフジャケット常時着用の徹底
- ・ 各種のイベント、会報誌やホームページを活用した会員等への周知・啓発
- ・ 取扱い説明書や商品タグ等を活用した注意喚起
- ・ 専門誌や業界紙を通じた注意喚起
- ・ 海技免状更新講習会等における注意喚起
- ・ 船舶検査実施時におけるボートオーナー等への注意喚起

- ・ P T A 活動を通じた保護者への注意喚起

(2) 依頼先

日本小型船舶検査機構

(財) 日本海洋レジャー安全・振興協会、(財) 日本船舶職員養成協会

(財) 日本セーリング連盟、(財) 日本釣振興会

(社) 関東、中部、関西、瀬戸内海、九州北部小型船安全協会

(社) 日本舟艇工業会、(社) 日本マリーナ・ビーチ協会

(社) フィッシャリーナ協会、(社) 全日本釣り団体協議会

(社) 日本 P T A 全国協議会

(特定非営利活動法人) PW 安全協会、

マリンジャーナリスト会議、釣りジャーナリスト協議会

3 . 参考事項

(1) 自己救命策 3 つの基本

海上保安庁では平成 1 2 年 7 月の兵庫県明石海峡沖において発生した、事故 (家族 5 名がプレジャーボートに乗船し周遊中、長男 6 歳が海中転落し、助けようとした両親も相次いで海中に飛び込み、両親は死亡、長男は行方不明) を受け、平成 1 3 年度から自己救命策確保キャンペーンを展開しています。

- ・ ライフジャケットの常時着用
- ・ 防水パック入り携帯電話等の適切な連絡手段の確保
- ・ 1 1 8 番の有効活用

(2) ライフジャケット等の貸し出しについて

財団法人マリンスポーツ財団では、官公庁・自治体・民間関連団体・地域ボランティア団体に対して、ライフジャケット等のマリンスポーツ器材の貸し出しを行っています。整備費、保険料、搬送経費は自己負担となります。貸出器材一覧、借用方法等の詳細は、財団法人マリンスポーツ財団のホームページでご確認ください。

<http://www.maris.or.jp/rental/index.htm>

～海上保安庁からのお知らせ～

子供たちの命をライフジャケットで守りましょう

～プレジャーボートで遊ぶ時、岸壁・防波堤等で魚釣りをする時は、
小さいお子さんへの安全対策をお願いします～

今年9月に、広島で転覆したヨットから海に投げ出された9歳と5歳の女の子が亡くなるという痛ましい事故が発生しました。また、1月には静岡県沖でプレジャーボートから海中転落した11歳の女の子を助けようとした父親が亡くなる事故が発生しており、いずれも、亡くなった女の子はライフジャケットを着用していませんでした。

過去5ヵ年(平成14～18年)に発生した、15歳以下のプレジャーボートや岸壁等からの海中転落者は48名で、そのうち11名が亡くなっています。

事故者のライフジャケットの着用率は8%と極めて低く、亡くなった全員がライフジャケットを着用していませんでした。

一方、ライフジャケット着用者の生存率は100%となっています。

小さいお子さんと一緒に、プレジャーボートに乗るときや魚釣りに行くときには、お子さんはもちろんのこと、保護者についても、常にライフジャケットを着用するとともに、お子さんから目を離さない等、十分な安全対策をして、楽しんでもらいたいと思います。

海上保安庁が推進する自己救命策3つの基本



JAPAN COAST GUARD